

健康保険 産前産後休業取得者変更（終了）届

常務理事	事務長	課長	担当者

みづほ健康保険組合

被保険者情報	被保険者証の (左づめ)	記号	番号			
		—				
	氏名	フリガナ		生年月日		
				<input type="checkbox"/> 昭和	年	月
				<input type="checkbox"/> 平成	年	月
	変更前	出産（予定）年月日	令和 年 月 日	出産種別	産前産後休業期間	
				<input type="checkbox"/> 単胎 <input type="checkbox"/> 多胎	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで
	変更後	出産（予定）年月日	令和 年 月 日	出産種別	産前産後休業期間	
			<input type="checkbox"/> 単胎 <input type="checkbox"/> 多胎	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	

事業所情報	上記のとおりお届けします。				
	令和 年 月 日				
	事業所所在地				
	事業所名称				
	事業主氏名				
	電 話 ()				

※記入しない ください	※ 産前産後休業 開始年月日	令和 年 月 日	※ 産前産後休業 終了年月日	令和 年 月 日
	※保険料免除期間	令和 年 月分 ~ 令和 年 月分		

産前産後休業取得者変更届とは

産休開始後すぐに「産前産後休業取得者申出書」を提出したものの、出産日が早まった場合は、その早まった期間が「労務に従事しなかった期間」であるとき、産前休業開始日が早まるために、産前産後休業期間に変更が生じます。
 この場合、出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出が必要となりますので、忘れないようにしましょう。仮に早まった期間も実際に働いていれば、その期間は保険料免除の対象とはなりませんので、ご注意ください。
 また、産休開始後すぐに「産前産後休業取得者申出書」を提出したものの、出産日が遅くなった場合は、遅れた日数分については産前休業の日数が長くなります。
 この場合も、出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出が必要となります。

被保険者証のマイナンバー記載欄
被保険者証の記号番号を記入した場合は不要です。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付印